

平成27年9月10日 SOFTIC 知財ゼミ第3回

Art & Allposters International BV v Stichting Pictright 事件
欧州司法裁判所 2015年1月22日判決の発表項目

はじめに

第1 本件判決の紹介

- 1 事案の概要（判決文14～17）
- 2 オランダ国内審理の概要（判決文18～21）
- 3 先決付託手続・先決判決について
- 4 本件判決の紹介
（注：適宜、法務官の意見書にも言及します）
 - (1) EU司法裁判所の審理対象の確定（判決文22、23）
 - (2) 審理対象が情報社会指令の適用範囲内にあるか（判決文24～28）
 - (3) 情報社会指令2001/29の第4条（2）の解釈（判決文29～49）
 - (4) 本件判決の結論（本件判決末尾の太字部分）

第2 本事件に関連する裁判例

- 1 米国裁判例「媒体を変えると二次的著作物になるか？」
- 2 欧州裁判例「消尽の対象は、有体物だけか？」
- 3 日本裁判例「消尽を巡る著作権者と公共の利益のバランス」

第3 設例による問題提起

（注：「別紙3」を御参照ください）